東京（メイン会場）・大阪（サテライト会場）の２か所同時開催

一般社団法人　日本財産管理協会　主催

「第　１０　回専門実務研修会」の開催のご案内

『遺産承継業務と非弁行為』

～　裁判例から導き出す非弁性を徹底分析　～

司法書士が遺産承継業務を取り組むなかで、財産管理業務の理論や手法は統一的に確立されていないため、業務の進め方によっては非弁性を懸念する声も聞かれます。特に相続人らが行う遺産分割協議における司法書士の関わり方について躊躇する司法書士も多いようです。そこで、司法書士の木曽雄高先生を講師にお招きし「遺産承継業務と非弁行為」に関する研修会を開催することといたしました。

木曽先生は、従前の事件性の有無から脱却し、非弁性を論じる裁判例の類型を分析されています。「争いがないのに非弁行為性を認めた判例」「無資格者による遺産分割協議への介入につき公序良俗違反と認定された事案」など裁判例から読み取れる非弁行為のメルクマークから遺産承継業務に潜む非弁行為を導き出します。

本研修では、こうした裁判例の紹介と整理を通じて「遺産承継業務と非弁性」や当会副会長である佃一男が提唱する「中立型調整役業務」を論じていただく予定です。

本研修を通じて、司法書士が行う財産管理業務と弁護士法との関係について整理し、今後の業務に活きる貴重な裁判例の分析や情報を得る機会として、奮ってご参加いただければ幸甚です。

◆　日　　時　　令和　１　年　11　月　２　日（土）　14 時 00 分～16 時 30 分

◆　会　　場　　【メイン会場】　ＪＲ代々木駅北口徒歩１分
全理連ビル　９階　会議室　東京都渋谷区代々木 1-36-4
【大阪サテライト会場】　堺筋本町駅徒歩７分、谷町四丁目駅徒歩７分
大阪商工会議所　１号会議室Ｂ　大阪市中央区本町橋 2-8

◆　テ　ー　マ　　「遺産承継業務と非弁行為」
講師：　司法書士　木曽雄高　先生　（札幌司法書士会所属）

◆　定　　員　　メイン会場　160 名、　大阪会場　７０名
（日財協非会員の参加もできますが、申し込み多数の場合、日財協認定会員・日財協会員を優先いたします。）

◆　受 講 料　　日財協認定会員：　１，０００円　／　日財協会員：　３，０００円
非協会員の司法書士：　５，０００円
（研修にお申し込み後の返金は致しません。）

◆　懇 親 会　　メイン会場のみ別会場にて１７：００頃から２時間程度を予定
参加費　別途　５，０００円

◆　申込方法　　① 申込書にご記入の上、ファックスにてお申込みください。
② 受講料と懇親会費を申込書記載の口座にお振込みください。
（受講料のお振込みを以て正式な申込みとさせて頂きます。）

◆　申込期限　　令和　１　年　10　月　25　日（金）　※ 定員に達し次第締切らせて頂きます。

【講師プロフィール】

氏名　司法書士　木曽雄高　先生

略歴　札幌司法書士会所属
一般社団法人滋賀県財産管理承継センター遺産承継研究会研究員
法学修士（日本民法、アメリカ契約法）

研修申込書　（ＦＡＸ　０４５－４６１－２５５４）

✧ 第 10 回専門実務研修会に参加します　（いずれか　☑　してください）

□　全理連ビル　　（メイン会場）

□　大阪商工会議所　（サテライト会場）

✧ 懇親会　（メイン会場のみ）　（いずれか　〇　してください）

参　加　　・　　不　参　加

会員種別　□　認定会員　□　日財協一般会員　□　日財協非会員
（該当に☑チェックしてください）

氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

単 位 会　＿＿＿＿＿会　登録番号 ＿＿＿＿＿

電話番号　＿＿＿＿　－　＿＿＿＿　－　＿＿＿＿

研修費用のお振込先　（注）研修お申し込み後の返金は致しません。
みずほ銀行 横浜東口支店　普通　２１１５１１６
シャ）ニホンザイサンカンリキョウカイ

お問い合わせ先
神奈川県横浜市西区高島 2－5－4　フレンドシップビル２階
一般社団法人日本財産管理協会　事務局
電話０４５－４５１－５５１１

（資料から抜粋）

遺産承継業務と非弁行為について　参考資料

一般社団法人滋賀県財産管理承継センター
木曽雄高

Ⅰ　「司法書士法施行規則３１条」と「弁護士法７２条」

司法書士法　第２９条

> **司法書士法人は、**第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。
> 一　法令等に基づきすべての司法書士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部

司法書士法施行規則　第３１条

> 法第二十九条第一項第一号の法務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。
> 一　当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務

弁護士法７２条

> 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

Ⅱ　３１条業務と非弁行為の問題は和歌山訴訟の業際問題とは根本的に違う

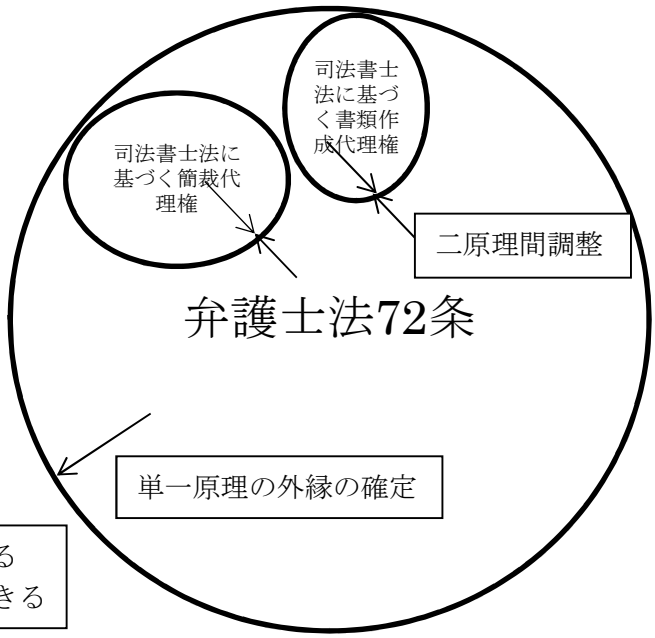

法律行為の
代理全般

この中に 31 条業務は含まれる
司法書士に限らず、誰でもできる

和歌山訴訟と非弁行為
司法書士の簡裁代理権等が、弁護士法 72 条に対する例外
司法書士法と弁護士法の境界線をどこで引くか＝業際調整の問題
司法書士法と弁護士法の二つの原理の拮抗を調整する作業

遺産承継業務（31 条業務）と非弁行為
31 条業務は、誰でもできる「法律行為の代理」の一形態
「誰もができる法律行為の代理の中で、弁護士が独占する部分はどこからか」の問題
「弁護士法 72 条の原理がどこまで及ぶか」という一つの原理の外縁を画する作業

Ⅲ　収集判例分析の結果

1　刑事事件判例について

全調査件数 44 件
うち弁護士法 72 条前段による有罪件数 41 件（有罪率約 93 パーセント）

有罪事案	41 件
内　紛争既発生または紛争発生一歩手前のもの	40 件
紛争性なしのもの	1 件（但し検察庁手続き代理）

2　民事事件判例について

全調査件数 47 件
うち非弁行為認定件数 36 件（認定率約 77 パーセント）

非弁行為認定事案	36 件
内　紛争性がなかったもの	0 件

非弁行為性なしとした事案	11 件
内　紛争性・交渉性が存在しなかったもの	3 件
反復継続的業務性を否定したもの	3 件
正当業務行為性に言及したもの	1 件
営利目的性を否定したもの	1 件
その他	3 件（支配人の地位の非弁行為該当性等）

Ⅳ　私人間の法律行為における非弁行為の類型化

「私人間の法律行為」型非弁行為三つの類型

類型 1　利害調整型
和解契約の締結交渉、遺産分割協議への介入
判例 G、判例 H

類型 2　権利行使型
既存法律関係に基づき存在する権利の行使　例：遺産分割に基づく払い戻し、名義振替等
判例 I（なお、非弁行為性が否定されている）

類型３　法律関係形成型
ディールの成立、新たな法律関係の形成（契約締結支援、組織再編や信託組成など）
判例 F

類型４　以上の類型のうち二つ以上の混成型
上記のうち複数の属性を有するもの
判例 A、判例 E

Ⅴ　具体的事例へのあてはめ

１　利害調整型

ケース１

金融機関からの遺産承継案件の紹介で、依頼者は被相続人 A の配偶者 X であった。A には生前離婚した前妻との子 Y がいた。X と Y はそれぞれ相続財産 α と β を分割して取得する点については合意していたが、感情的には険悪な状況であり、可能な限り互いに連絡を避けていた。

判例 H のように、遺産分割協議に介入してしまえば、利害調整型の非弁行為に分類されうる意向伺いに徹するうえで考えられる方法
「ファーストコンタクトは当事者同士」「意向伺い書」「遺産整理表」「メールによる連絡」etc.

ケース２

12 人の相続人のうち、司法書士から連絡が取りにくい者 A がいた。このものと比較的連絡の取りやすい共同相続人として B（妹）と C（弟）がいたが、B と C は不仲（これは後で判明）。 C が A との連絡を取り次ぐ旨申し出た。その後、B も取り次ぐ旨申し出た。C に、B も取次ぎができると言っている旨を伝えると、C はへそを曲げて態度を硬化、協議書への押印すら拒みかねない状況となった。ここで初めて、B と C が不仲であることがわかった。

「使者として意向伺いをする」ことの難しさを示す案件。最初から人間関係をすべて把握するのは困難な場合もある。本件の場合でも、無理に協議に応じさせるのではなく、C 氏の意図を分析する必要がある。協議内容にもともと不満があるのか、それとも段取りが気に入らなっただけで協議に応じる意思はあるのか、により対応が異なる。

ケース３

再転相続があった関係から、被相続人とはほとんど面識もなかった、いとこによる相続（いわゆる「笑う相続人」事案）がなされた。法定相続分で分割する旨合意していたが、時価変動のある財産（金融商品）が含まれていた。遺産分割協議書作成の段階から、これをいくらもらえるのかと（答えようがないにもかかわらず）しつこく聞いてくる相続人がいた。

いくらもらえるのかに対して以上に執着する者には、特に株式や投資信託などのように時価変動の大きいものについては、協議が終わった後の払い出し時点をいつとするかにつき、慎重な対応を要する。

ケース４

父親が亡くなり、不仲な兄弟Ａと Ｂ二人で、それぞれが現在居住している父名義の土地αと土地βを相続することになった事案。Ａはαを、Ｂはβをそれぞれ承継することでは合意していた。ところがαには、この土地には父親名義の住宅金融支援機構住宅ローンが残っており、団体信用生命保険にも入っていなかったため、残債務があった。

支援機構によると、住宅ローンの債務をだれが引き受けるかは、まず遺産分割協議をして、各相続人の資力を判断して機構が決めると申し渡してきた。

Ｂは、債務は同居していたＡが負担すべきとして譲らず、協議が凍結された。

遺産分割の流れは我々から説明し、債務引受の意味とその流れについては、必ず金融機関担当者から説明をさせる。

遺産分割協議が凍結した場合の対応策は？

２　権利行使型

ケース５（番外編）

依頼者Ｘは、勤務先の会社Ａを退職したいと考えていた。Ｘは司法書士Ｂに対して、Ａへの退職する旨の意思表示の通知および連絡の仲介を依頼してきた。なお、退職の意思表示通知の後、Ｘは有給を消化し会社に出社しない意向である。

判例Ｉと比較検討

・権利行使の前提事実の存否につき対立があるかがメルクマール

・債権取立による非弁行為事案との違いは？

３　法律関係形成型

ケース３

依頼者は被相続人Ａの共同相続人Ｘ、Ｙ、Ｚであった。Ａは生前ペットショップを個人として経営していた。Ａの死後、同業者のＢがＡのペットショップを引き継ぎたいと申し出た。その際、Ａの顧客リストも欲しいとのことであった。

共同相続人Ｘ、Ｙ、Ｚから、生前のＡの顧客に対する個人情報をＢに譲渡することについての同意書の送付と返信受け取りの手続きを依頼された。

判例Ｅ（大塚製薬事件）、判例Ｆ（濫用的会社分割事件）と比較

意向伺いといえるかが重要

４　混成型

ケース４

依頼者Ｘは、被相続人Ａの墓を遠方の寺Ｙから自らの住む町に移したいと考え、司法書士Ｂに手続きの代理を依頼した。墓じまいをするに際し、寺ＹはＸに対し高額の離壇料を請求してきた。ＸはＢに対して、離壇料を下げてもらうよう交渉を依頼してきた。

利害調整型と他類型との混成型

判例Ａ（最高裁判例）や判例Ｅ（大塚製薬事件）と比較検討